神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき同意を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

別紙3を次のように改める。

- 1 基本料金の額
- ① (3)中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

- 2 特別の措置
- ① (1)(注) B中「会社」を「首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)」に、「平成26年」を「平成28年」に改める。
- ② (3)中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

- 3 通常料金及び特別の措置における割引
- ① (1)ア(ウ)を削る。
- ② (1)イ(ア)中「首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)」を「会社」に、「ETCシステム利用規程(平成20年12月1日)」を「ETCシステム利用規程(平成24年12月6日)」に改める。
- ③ (1)ウ(イ)割引額の表を次のように改める。

	割引額			
利用区間	料金距離	平成28年3	平成28年4	
		月31日まで	月1日以降	
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川 県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで [大師出入口から川崎浮島ジャンクション [一般 国道409号(東京湾横断・木更 津東金道路)からの通行に限る。] まで]。	5.6 km	0 円	190.47	
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川 県川崎市川崎区殿町三丁目から同 区浮島町まで [殿町出入口から川 崎浮島ジャンクション〔一般国道 409号(東京湾横断・木更津東 金道路)からの通行に限る。〕ま で〕。	3.5 km	0 円	380.95 円	
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈 川県川崎市川崎区東扇島から同区 浮島町まで(東扇島出入口から川 崎浮島ジャンクションまで)。	4.1 km	380.95	380.95 円	
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈 川県川崎市川崎区東扇島から同区 浮島町まで[東扇島出入口から川 崎浮島ジャンクション〔一般国道 409号(東京湾横断・木更津東 金道路)からの通行に限る。〕ま で〕。	4. 1 k m	0円	380.95 円	
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川 県川崎市川崎区殿町三丁目から神 奈川県道高速湾岸線のうち神奈川 県川崎市川崎区東扇島まで(殿町 出入口から東扇島出入口まで)。	7.6 km	238.09	238.09	
神奈川県道高速横浜羽田空港線、 神奈川県道高速湾岸線、横浜市道 高速1号線、横浜市道高速2号線、 横浜市道高速湾岸線、横浜市道高	12.0km 超 18.0km 以下	428.57	428.57	
速横浜環状北線、川崎市道高速縦 貫線における各出入口等(殿町出 入口及び東扇島出入口を除く。) から川崎市道高速縦貫線のうち神	18.0km 超 24.0km 以下	619.04 円	619.04 円	
奈川県川崎市川崎区浮島町 (川崎 浮島ジャンクション)まで。	24.0km 超	809.52	809.52	

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川 県川崎市川崎区大師河原一丁目又 は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁 目(大師出入口又は殿町出入口)か ら神奈川県道高速横浜羽田空港線、 神奈川県道高速湾岸線、横浜市道 高速1号線、横浜市道高速2号線、 横浜市道高速湾岸線、横浜市道高	12.0km 超 18.0km 以下	428.57	428.57
	18.0km 超 24.0km 以下	619.04 円	619.04
速横浜環状北線、川崎市道高速縦 貫線における各出入口等 [川崎浮 島ジャンクション [一般国道40 9号 (東京湾横断・木更津東金道 路)からの通行に限る。]を除く。] まで。	24.0km 超	809.52 円	809.52
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈 川県川崎市川崎区東扇島(東扇島 出入口)から神奈川県道高速横浜	6.0km超 12.0km 以下	238.09	238.09
羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、川崎市道高速縦貫線における各出入口等(川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	12.0km 超 18.0km 以下	428.57 円	428.57
	18.0km 超 24.0km 以下	619.04 円	6 1 9 . 0 4 円
	24.0km 超	809.52	809.52
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川 県川崎市川崎区殿町三丁目から都 道高速湾岸線のうち東京都大田区 羽田空港三丁目まで(殿町出入口 から湾岸環八出入口まで)。	5.8 km	142.85	142.85
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈 川県川崎市川崎区東扇島から都道 高速湾岸線のうち東京都大田区羽 田空港三丁目まで(東扇島出入口 から湾岸環八出入口まで)。	6.4 km	171.42	171.42
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川 県川崎市川崎区殿町三丁目から都 道高速湾岸線のうち東京都大田区 羽田空港三丁目まで(殿町出入口 から空港中央出入口まで)。	5.8 k m	142.85	171.42

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈 川県川崎市川崎区東扇島から都道 高速湾岸線のうち東京都大田区羽 田空港三丁目まで(東扇島出入口 から空港中央出入口まで)。	6.4 k m	171.42	171.42
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈 川県川崎市川崎区東扇島又は川崎 市道高速縦貫線のうち神奈川県川 崎市川崎区殿町三丁目(東扇島出	12.0km 超 18.0km 以下	133.33	133.33
入口又は殿町出入口)から都道首 都高速1号線、都道首都高速2号 線、都道首都高速2号分岐線、都 道首都高速3号線、都道首都高速	18.0km 超 24.0km 以下	152.38	152.38
4 都 は	24.0km超	171.42	171.42
本文1に記載する路線における各 出入口等(殿町出入口及び東扇島	6.0km 以下	142.85	_
出入口を除く。) から都道高速湾 岸線のうち東京都大田区羽田空港 三丁目(湾岸環八出入口又は空港	6. 0 k m超 12. 0 k m 以下	171.42	171.42
中央出入口)まで。	12.0km 超 18.0km 以下	200円	200円
	18.0km 超 24.0km 以下	228.57	228.57

本文1に記載する路線における各 出入口等(殿町出入口及び東扇島 出入口を除く。)から首都高速道	6.0km超 12.0km 以下	114.28	114.28
路の路線における各出入口等(湾 岸環八出入口、空港中央出入口及 び川崎浮島ジャンクションを除く。) まで。	12.0km 超 18.0km 以下	133.33	133.33
	18.0km 超 24.0km 以下	152.38	152.38
	24.0km 超	171.42	171.42

- ④ (1)オ (イ)a及び(ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。
- ⑤ (1)カ (イ)中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同(ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。
- ⑥ (1)キ (イ)中「200円」を「190.47円」に、「400円」を「380.95円」に改め、同(ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。
- ⑦ (1)ク (ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改め、同(イ)割引後の額の表を次のように改める。

шльф		割引後の額			
出入口等出入口等出入口等		普通車	大型車		
川崎浮島ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、 呉服橋、江戸橋の各出入 口及び東京高速道路株の 会社の管理する道路との接続部	666.66円	1,333.32		

- ⑧ (1)サ中「機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。
- ⑨ (2)オ(ア)重複適用の有無の表を次のように改める。

	環境				$\bigcirc \cdots$	適用あり)
前納	0	前納		_	$\times \cdots$	適用なし	
大口	0	X	大口	―・・・・重複し得ない			身ない
中環	0	0	\circ	中環		_	
乗継	0	0	\circ	_	乗継		
放射	0	0	0	0	—	放射	

- ⑩ (2)の次に次のとおり加える。
 - (3)消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位

同項第1号に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10 円単位の端数処理を行うことができる。